

大阪教育大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪教育大学学則（平成16年4月1日制定）第75条第2項の規定に基づき、大阪教育大学の学生の表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、学長表彰及び学長特別表彰（以下、第3条を除き、「表彰」という。）とする。

(表彰の基準)

第3条 学長表彰の対象者は、本学を卒業又は修了予定者で、在学期間中における学術・課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の範となる学生とする。

2 学長特別表彰の対象者は、表彰しようとする当該年度内に次の各号の一に該当する業績、成果、貢献及び行為等が認められる学生又は学生団体（以下「学生等」という。）とする。

(1) 学術における特に顕著な業績

(2) 課外活動における特に顕著な成果

(3) ボランティア活動、人命救助、災害救助等の社会活動における貢献

(4) その他前3号と同等以上の表彰に値する行為等

(表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、基準に該当すると認められる学生等について、別記様式による職員又は学生からの推薦に基づき、学長が行う。

(表彰対象者を選考する委員会)

第5条 学長は、表彰対象者を選考する委員会を置くことがある。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することがある。

(表彰の時期及び公表)

第7条 学長は、表彰者が決定された後、速やかに表彰し、及び公表する。

(庶務)

第8条 学生等の表彰に関する庶務は、学務部において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生等の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、学長表彰にあつては在学中に、学長特別表彰にあつては平成17年4月1日以降に、それぞれ基準に該当する業績、成果、貢献及び行為等があった学生等から適用する。